

第3回

通常総会議案書

日 時 平成28年6月20日（月） 15時～

会 場 浦和ワシントンホテル

公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会通常総会次第

日 時 平成28年6月20日（月） 15時～
会 場 浦和ワシントンホテル

1. 開会のことば

2. 会長あいさつ

3. 定足数の報告

4. 議 長 選 出

5. 議事録署名人及び書記任命

6. 議 事

第1号議案 平成27年度事業報告

第2号議案 平成27年度決算

監査報告

第3号議案 「入会金及び会費規則」の改正

第4号議案 「役員等日当規則」の改正

7. 報 告

(1) 平成28年度事業計画

(2) 平成28年度収支予算

8. 閉会のことば

別紙のとおり議案を提出します。

平成28年 6月20日

会		長	内	藤	秀	一
副	会	長	伊	藤		聡
副	会	長	福	永	正	子
副	会	長	諸	貫	道	明
副	会	長	荒	井	信	宏
専	務	理	早	川		治
理		事	中	野		拓
理		事	松	島	俊	輔
理		事	島	津	通	之
理		事	巢	合	勇	次
理		事	上	杉	徳	子
理		事	矢	口	真	実
理		事	風	岡	淳	一
理		事	堤		史	匡

第1号議案

平成27年度 事業報告

平成26年4月に当協会は公益社団法人としての第一歩を踏み出しました。平成27年度はその2年目に当たり、不動産鑑定士と不動産鑑定業者の団体である当協会は本来の責務である不動産鑑定制度の普及及び啓発に努めるなかで、地域社会への貢献のための事業に積極的に取り組んでまいりました。

埼玉県内における地価調査、固定資産税標準宅地価格の時点修正業務等においては県、市町村との連携、協力のもと事業の受託に努めてまいりました。

公益社団法人としての公益目的事業費率が50%以上となることが求められていますが、当協会においては平成27年度は支出総額2億1千2百万円のうち公益目的事業支出は約93%に当たる1億9千8百万円に達しており、公益社団法人としての役割を十分に果たしているともいえます。しかしながら、その内訳は地価調査業務、固定資産税標準宅地価格の時点修正業務、日本不動産鑑定士協会連合会との提携による不動産取引価格情報提供制度の3事業に係わるものが90%に及んでいるため、今後は不動産に関する情報の提供、資料の収集、整理、講演会、相談会の開催等社会への貢献のための事業へのより一層の取り組みが求められています。

この間、不動産の価格の形成に影響を及ぼす我が国の経済状況は、デフレ脱却のための異次元の金融緩和や大規模な財政出動により円安・株高がすすみ景気は回復傾向を見せてはいるが、足取りは重く、原油価格の下落や中国経済の減速等で世界的な経済の停滞もあり、予断を許さない状態であります。一方、金融緩和により積み上がった膨大なマネーは、日銀のマイナス金利政策の導入と相俟って、不動産市場に流入し土地価格の高騰を招くとの懸念も起こっています。

そんな中で、我々不動産鑑定士と不動産鑑定業者の団体である当協会は、土地等の適正な価格の形成に資する責務があり、それにより地域社会の健全かつ均衡ある発展に寄与することが公益社団法人としての当協会に求められています。

以下、当協会が取り組んできた事業について順次報告いたします。

1 【概要】

A 公益目的事業

(1) 一般公開講演会開催

一般県民及び不動産鑑定士等を対象とした講演会を2回開催

うち、平成27年10月は群馬県不動産鑑定士協会と共催

(2) 固定資産評価に関する講演会 2回

市町村固定資産関連部門担当者と不動産鑑定士等を対象とした講演会を開催

(3) 相談会開催

イ 月例無料相談会

ロ 春・秋の「不動産鑑定評価の日」に無料相談会（4月さいたま市、川越市、10月さいたま市、熊谷市）

ハ 市役所における無料相談会（さいたま市、東松山市、坂戸市）

ニ 埼玉友好士業協議会主催「暮らしと事業のよろず相談会」に参加

(1) 資料調査、収集、閲覧事業

一般県民を対象に不動産の価格に関する資料を調査、収集し閲覧に供した。

閲覧場所は当協会事務所内閲覧コーナー

(2) 調査研究事業 刊行物の出版

「底地データ分析」

「不動産鑑定評価先例集」

「収益用不動産の利回り分析」

(3) 不動産取引価格情報提供事業

日本不動産鑑定士協会連合会が行う取引事例閲覧事業に関する事例の収集、提供、管理、閲覧

(4) 埼玉県 の地価調査業務の受託

(5) 埼玉県内市町村の固定資産税標準宅地価格の時点修正業務を受託

当協会と契約した市町村は県内63市町村の内36市町村にとどまったが、固定資産鑑定評価員会議を開催し県内全域及び隣接都県境のバランス調整、情報交換を行い固定資産税標準宅地価格の信頼性を高めた。

B 会員支援事業

(1) 会員向け各種研修会の開催

イ 業務推進委員主催研修会 1回

ロ 研究広報委員会主催研修会 2回

ハ 成年後見人養成研修会 平成27年4月から毎月1回（1月、8月除く）

ニ 親和会との共催による研修会 2回

(2) その他

イ 会報誌「士会だより」の発行 年4回

ロ 会員の福利厚生（慶弔制度の実施）

C 関連団体の支援、事務の代行

(1) 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の業務を受託している埼玉評価センターへの支援、事務の代行

(2) 関東甲信不動産鑑定士協会連合会の事務の代行

(3) 埼玉県不動産鑑定士政治連盟の事務の代行

(4) 親和会の事務の代行

D 規則、規程等の制定、改訂

イ マイナンバー制度施行にともない特定個人情報取扱規程の制定

ロ 公益社団法人の定款にあわせ諸規則の改定の検討、諸規程の改定

2 【総会】

(1) 第2回通常総会

平成27年6月22日(月) 午後2時30分～4時10分 浦和ワシントンホテル
議案

- ・平成26年度事業報告
 - ・平成26年度決算
監査報告
 - ・役員の選任
- 各議案とも可決承認されました。

3【理事会】

第1回 平成27年4月24日(金) 午後2時～4時30分 埼玉建設会館

- ・入会について
- ・第2回通常総会について
- ・監査資料について
- ・顧問契約書の変更について
- ・表彰規程の取扱いについての改正について
- ・当協会会長名の推薦状発行について
- ・埼玉友好士業協議会構成会等の総会等出席者について
- ・固定資産鑑定評価員会議規程の改正について

第2回 平成27年5月15日(金) 午後2時～3時45分 埼玉建設会館

- ・入会について
- ・第2回通常総会について
- ・県民等の閲覧に供する不動産に関する資料閲覧規程の制定について
- ・平成27年6月に理事会を開催しないことについて
- ・事務局職員の採用について
- ・資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程運用細則の制定について
- ・P-MAP参加費用について

第3回 平成27年6月15日(月) 午後1時～2時30分 埼玉建設会館

- ・新スキーム負担金支払債務の事例作成調査費用との相殺に係る承諾書について
- ・事務局職員の採用について
- ・埼玉県福祉部社会福祉課長からの依頼について
- ・関東信越税理士会埼玉県支部連合会定期総会の祝賀への出席者について
- ・P-MAP運用規程について
- ・9/14の研修について

第4回 平成27年6月22日(月) 午後4時20分～4時40分 ワシントンホテル

- ・会長、副会長及び専務理事の選定に関する件について
- ・各委員会の委員長、副委員長及び委員の選定に関する件について

第5回 平成27年7月17日（金）午後2時～4時50分 埼玉建設会館

- ・関東甲信不動産鑑定士協会連合会との業務委託について
- ・埼玉県福祉部社会福祉課長あての回答について
- ・事務局職員採用辞令について
- ・事務局職員採用について
- ・現行会計ソフトのサポート終了に係るバージョンアップソフト購入について
- ・新規入会について
- ・士協定款第5条第5項改正の検討開始について
- ・研修規程等の改正について
- ・新スキーム評価員規程改正についての検討について
- ・P-MAP運用規程について

第6回 平成27年9月18日（金）午後2時～4時55分 埼玉教育会館

- ・入会について
- ・代表者変更に伴う会費の請求額について
- ・事務局職員就業規程第22条（提出書類）の改正について
- ・業者向け会員証の発行について
- ・新スキームキーム負担金の事例作成調査費との一部相殺に係る受領書発行について
- ・退会届の書式改定について
- ・「会員」に係る協定款変更の方針について
- ・綱紀委員会の具体的な構成について
- ・マイナンバー制度施行に係る新規策定の検討開始について
- ・埼玉県への要望書について

第7回 平成27年10月16日（金）午後2時～3時30分 埼玉建設会館

- ・綱紀委員会運営規程策定の方針について
- ・寄附金品等取扱規程策定の方針について
- ・マイナンバーに係るソフト導入経費について
- ・「会員」に係る協定款変更の方針について
- ・さいたま市固定資産評価審査委員会委員の推薦について

第8回 平成27年11月20日（金）午後2時～5時10分 埼玉建設会館

- ・平成28年度事業計画案及び予算案について
- ・綱紀委員会運営規程の制定について
- ・常設委員会規程の改正について
- ・寄附金品等取扱規程の制定について
- ・さいたま市固定資産評価審査委員会委員の推薦について
- ・桶川市都市計画審議会委員候補者の推薦について
- ・平成28年新年賀詞交歓会の出席者について
- ・研修規程に基づく研修会認定申請について
- ・固定資産鑑定評価員会議規程の改正について
- ・連合会地図基盤利用契約書について
- ・P-MAP上にリート情報をプロットする件について

第9回 平成27年12月18日（金）午後2時～4時55分 埼玉建設会館

- ・平成28年度事業計画案及び予算案について
- ・平成27年度補正予算について

- ・入会について
- ・定款、懲戒規程及び綱紀委員会運営規程に規定される「懲戒」に相当する行為に係る附則の策定方針について
- ・寄附金品等取扱規程の制定について
- ・公的土地評価委員会の活動に係る理事以外の名刺作成の件について
- ・日本弁理士会関東支部設立10周年記念行事の出席者について
- ・平成28年1月に理事会を開催しないことについて
- ・固定資産鑑定評価員会議規程の改正について
- ・連合会地図基盤利用契約書について

第10回 平成28年2月19日（金）午後2時～5時10分 埼玉建設会館

- ・平成28年度事業計画案及び予算案について
- ・平成27年度補正予算について
- ・役員等日当規則の改正について
- ・総会運営規程の制定について
- ・特定個人情報取扱規程の制定について
- ・事務局職員就業規程の改正について
- ・事務局長退職金について
- ・パートの雇用について
- ・関東甲信会の代議員及び補欠代議員の推挙について
- ・当協会ホームページの修正について
- ・固定資産鑑定評価員会議規程の改正について
- ・P-MAP保守等費用について
- ・(仮称)アセットサポート設立について

第11回 平成28年3月18日（金）午後2時～4時45分 埼玉建設会館

- ・平成28年度事業計画案及び予算案について
- ・入会について
- ・特定個人情報取扱規程の制定について
- ・諸規程の改正について
- ・関東甲信会の業務受託の継続について
- ・紙事例の電子化について
- ・固定資産鑑定評価員会議規程の改正について
- ・ソフトウェア保守契約書について
- ・固定資産鑑定評価員会議今後のスケジュールについて

4【各委員会】

〔1〕 総務財務委員会

1. 平成27年度事業計画についての事業実施状況

(1) 当協会の運営、財務管理の実施

入退会の管理、入会金、会費の受取り、各種支払い、監査に対する対応

平成27年度収支予算の補正（案）の作成

平成28年度事業計画、予算（案）の作成

新スキームに係る負担金未納者に対する催告文書を送付

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針の策定とマイナンバー制度運用に係る対応

顧問契約書の改定

事務職員の採用について

(2) 総会、理事会等の会議の開催（４～７ページご参照）

第２回通常総会開催（平成２６年度事業報告、同決算、役員選任）

(3) 会員の福利厚生

会員慶弔規程に基づく慶事弔事への対応

(4) 規則等の制定、改廃

各規程の制定（県民等の閲覧に供する不動産に関する資料閲覧規程、綱紀委員会運営規程、寄附金品等取扱規程、総会運営規程、特定個人情報取扱規程）

各規程の改正（入会及び退会に伴う取扱規程、常設委員会規程、特別委員会規程、会長候補者選挙規程、理事及び監事の選任に関する規程、会員慶弔規程、事務局職員就業規程）

そのほか定款を含む諸規程・諸書式の改正等について検討

(5) 所轄官庁等への対応

平成２６年度公益法人定期書類の作成、報告

不動産の鑑定評価に関する法律第４８条に基づく埼玉県への届出

平成２７年度埼玉県による立入検査への対応

(6) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会並びに他地域会等との連絡、調整

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と業務実施に関する契約を締結

関東甲信不動産鑑定士協会連合会総務財務委員会への出席

関東甲信不動産鑑定士協会連合会との業務委託契約の締結

千葉県不動産鑑定士協会の役員と意見交換会

(7) 親和会活動への支援

親和会事務

(8) その他他の委員会の所掌に属さない事項への対応

埼玉県ならびに県下市町村における各種委員会への委員の推薦

業者向け会員証の発行

2. 委員会の開催・・・１０回

４月３日、５月１１日、６月１０日、７月８日、９月９日、１０月６日、１１月９日、
１２月８日、２月３日、３月２日

〔２〕研究広報委員会

1. 平成２７年度事業計画についての実施状況

(1) 無料相談会の開催

①春の無料相談会（４月４日）

さいたま浦和会場・川越会場

②秋の無料相談会（１０月３日）

さいたま大宮会場・熊谷会場

③月例無料相談会・・・１０回

4月17日、5月15日、6月19日、7月17日、9月18日、10月16日、
11月20日、12月18日、2月19日、3月18日

④東松山市の無料相談会・・・7回

4月8日、5月13日、9月9日、10月14日、11月11日、2月10日、
3月9日

⑤さいたま市の無料相談会・・・4回

6月2日、8月4日、12月1日、2月2日

⑥坂戸市の無料相談会・・・7回

7月10日、9月11日、10月9日、11月13日、12月11日、2月12日、
3月11日

(2) 有料相談会の開催

①月例有料相談会：2件

(3) 講演会・研修会・講習会の開催

①公開講演会

埼玉県不動産鑑定士協会主催・・・2回

10月21日：土壌汚染対策の現状と不動産価格

3月28日：改正マンション建替え法と最近の不動産価格

②不動産鑑定士向け研修会・・・2回

6月29日：農業用施設が存する土地評価等について（公的土地評価委員会と共催）

12月14日：法律改正と不動産鑑定評価（研究広報委員会主催）

(4) 調査・研究事業

①不動産鑑定評価先例集の配布

②底地データ分析の配布

③収益用不動産の利回り分析の発行準備

(5) 県民を対象とした一般資料の閲覧、資料閲覧表の作成

作成・保管

(6) 各種広報活動

インターネットによる講演会等の告知・一般公開講演会の動画配信等

(7) 士会だよりの発行・・・4回

6月30日、9月18日、12月18日、3月18日

(8) ホームページの運営

「不動産相談所」のバナー設置・各種更新・告知

2. 委員会の開催・・・9回

4月8日、5月13日、7月3日、9月4日、10月2日、11月6日、12月4日、
2月5日、3月4日

〔3〕業務推進委員会

1. 平成27年度事業計画についての実施状況

(1) 資料の収集・管理・閲覧・利用について

データバンク事業

紙事例保管管理方法変更の検討

(2) 研修会の開催

「裁判上の評価について」

平成28年3月16日(水) 15:00～17:00

(3) 法テラスへの参加

平成27年10月23日

(4) 埼玉県用地課への要望書提出

平成27年10月21日

(5) 埼玉友好土業協議会の事業

①定例会及び懇親会

平成27年7月4日・於浦和ロイヤルパインズホテル

②幹事会

第1回…平成27年7月23日, 第2回…平成27年9月24日,

第3回…平成28年2月4日

③さいたま市長表敬訪問

平成27年8月20日

④街宣活動(広報用ポケットティッシュ配り)

平成27年11月4日

⑤暮らしと事業のよろず相談会及び親睦会

平成27年11月7日・於浦和コルソ

(6) 住宅ファイル制度について

①既存戸建住宅建物積算価格評価システム(JAREA HAS)評価の検証作業

②住宅ファイル制度及び建物評価推進担当者会議

平成27年11月15日～16日

2. 委員会の開催・・・9回

4月2日、5月8日、7月3日、9月4日、10月2日、11月6日、12月4日、

2月5日、3月4日

〔4〕公的土地評価委員会

1. 平成27年度事業計画についての実施状況

(1) 平成27年度地価調査業務を受託

(2) 平成28基準年度固定資産税標準宅地価格の時点修正業務の受託

(3) 固定資産課税に係る研修会(市町村向け)の開催・・・2回

・4月14日 13:30～16:45 埼玉教育会館

「アンケート調査結果について」

「埼玉県における地価動向について」

- 「農業用施設・太陽光発電設備・土砂災害警戒区域の指定がある土地の評価」
- 「平成27年度固定資産税（土地）評価替えの納税者対応等について」
- ・9月29日 13:30～16:00 埼玉県県民健康センター
- 「最近の地価動向について」
- 「固定資産税評価を巡る諸課題について」
- 「均衡化会議の具体化に向けて」
- (4) 地価公示・地価調査結果からの総合的価格分析及びそれに基づく研修
 - P-MAPの保守・管理・運営に関する契約
 - 国税鑑定評価・地価公示分科会のグループ化
 - REITデータの作成・提供
- (5) 成年後見人養成研修会の開催・・・10回
 - 13:30～15:30
 - 4月3日 全日埼玉会館 「成年後見制度」
 - 5月1日 さいたま共済会館 「後見を取り巻く現状と成年後見の基礎知識」
 - 6月5日 全日埼玉会館 「成年後見の実務」
 - 7月3日 全日埼玉会館 「不動産鑑定士としての職域拡大に任意後見契約の果たす役割」
 - 9月4日 全日埼玉会館 「身上監護、権利擁護の基礎知識」
 - 10月2日 全日埼玉会館 「認知症の現状」
 - 11月6日 全日埼玉会館 「財産法関係 財産管理に関する基礎知識」
 - 12月4日 埼玉教育会館 「法定後見の業務について」「任意後見契約の実務」
 - 2月5日 埼玉教育会館 「認知症の理解と認知症がある人の理解」
 - 「介護保険制度を知ろう」
 - 3月4日 埼玉教育会館 「認知症についての基礎理解」
- (6) 会員向け研修会の開催
 - ・6月29日 13:30～16:30 埼玉県県民健康センター
 - 「固定資産課税に係るアンケート調査結果について」
 - 「P-MAPについて」
 - 「農業用施設・太陽光発電設備・土砂災害警戒区域の指定がある土地の評価」
 - 「固定資産（土地）評価を巡る重要判例」

2. 委員会の開催・・・13回

4月3日、4月14日、5月1日、6月5日、6月29日、7月3日、9月4日、
9月29日、10月2日、11月6日、12月4日、2月5日、3月4日

5【経過報告】

平成27年度経過報告

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

月 日	説 明	備 考
4. 2	業務推進委員会	埼玉建設会館 会議室
4. 3	第1回成年後見人養成研修会 総務財務委員会 公的土地評価委員会	全日埼玉会館 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
4. 4	春の無料相談会	さいたま浦和・川越
4. 8	研究広報委員会 東松山市の無料相談会	埼玉建設会館 会議室 東松山市役所
4. 14	公的土地評価委員会 市町村向け研修会 埼玉弁護士会新役員就任披露パーティー	埼玉建設会館 会議室 埼玉教育会館 浦和ロイヤルパインズホテル
4. 17	月例無料相談会	埼玉建設会館 会議室
4. 24	第1回理事会	埼玉建設会館 会議室
5. 1	有料相談会 第2回成年後見人養成研修会 公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室 さいたま共済会館 埼玉建設会館 会議室
5. 7	当協会監事監査	埼玉建設会館 会議室
5. 8	業務推進委員会	埼玉建設会館 会議室
5. 11	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
5. 13	研究広報委員会 東松山市の無料相談会	埼玉建設会館 会議室 東松山市役所
5. 14	埼玉土地家屋調査士会総会	清水園
5. 15	月例無料相談会 第2回理事会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
5. 16	埼玉司法書士会総会	浦和コルソ
5. 26	埼玉県行政書士会総会	浦和ロイヤルパインズホテル
5. 27	埼玉県宅地建物取引業協会総会	浦和ロイヤルパインズホテル
5. 28	東京都不動産鑑定士協会総会	霞山会館
6. 2	さいたま市の無料相談会	さいたま市浦和区
6. 5	第3回成年後見人養成研修会 公的土地評価委員会	全日埼玉会館 埼玉建設会館 会議室
6. 6	埼玉県中小企業診断協会総会	さいたま共済会館
6. 10	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
6. 11	埼玉県社会保険労務士会総会	ホテルブリランテ武蔵野
6. 15	第3回理事会	埼玉建設会館 会議室
6. 19	月例無料相談会	埼玉建設会館 会議室
6. 22	第2回通常総会 第4回理事会	浦和ワシントンホテル 浦和ワシントンホテル
6. 29	公的土地評価委員会 市町村向け研修会	埼玉建設会館 会議室 県民健康センター
6. 30	士会だより発行	
7. 3	第4回成年後見人養成研修会 研究広報委員会 業務推進委員会 公的土地評価委員会 埼玉友好士業協議会定例会	全日埼玉会館 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 浦和ロイヤルパインズホテル
7. 8	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
7. 10	坂戸市無料相談会	坂戸市役所

7. 1 6	関東信越税理士会総会	パレスホテル大宮
7. 1 7	月例無料相談会 第5回理事会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
7. 2 3	埼玉友好士業協議会幹事会	埼玉土地家屋調査士会
8. 4	さいたま市の無料相談会	さいたま市南区
9. 4	第5回成年後見人養成研修会 研究広報委員会 業務推進委員会 公的土地評価委員会	全日埼玉会館 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
9. 9	総務財務委員会 東松山市の無料相談会	埼玉建設会館 会議室 東松山市役所
9. 1 1	坂戸市無料相談会	坂戸市役所
9. 1 8	月例無料相談会 第6回理事会 士会だより発行	埼玉建設会館 会議室 埼玉教育会館 会議室
9. 2 4	埼玉友好士業協議会幹事会	埼玉土地家屋調査士会
9. 2 9	公的土地評価委員会 市町村向け研修会	埼玉建設会館 会議室 埼玉県県民健康センター
10. 2	第6回成年後見人養成研修会 研究広報委員会 業務推進委員会 公的土地評価委員会	全日埼玉会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
10. 3	秋の無料相談会	さいたま大宮・熊谷
10. 6	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
10. 9	坂戸市無料相談会	坂戸市役所
10. 1 4	東松山市無料相談会	東松山市役所
10. 1 6	月例無料相談会 第7回理事会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
10. 2 1	埼玉・群馬県士協会共催の公開講演会	埼玉県県民健康センター
10. 2 3	法テラスへの参加	浦和コミュニティセンター
10. 2 9	当協会・親和会共催の研修会	さいたま共済会館
11. 6	有料相談会 第7回成年後見人養成研修会 研究広報委員会 業務推進委員会 公的土地評価委員会	埼玉建設会館 会議室 全日埼玉会館 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
11. 7	埼玉友好士業協議会よろず相談会	浦和コルソ
11. 9	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
11. 1 1	東松山市の無料相談会	東松山市役所
11. 1 3	坂戸市無料相談会	坂戸市役所
11. 1 7	埼玉県の立入検査	埼玉建設会館 会議室
11. 2 0	月例無料相談会 第8回理事会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
12. 1	さいたま市の無料相談会	さいたま市南区
12. 4	第8回成年後見人養成研修会 研究広報委員会 業務推進委員会 公的土地評価委員会	埼玉教育会館 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室

1 2. 8	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
1 2. 1 1	坂戸市無料相談会	坂戸市役所
1 2. 1 4	会員向け研修会	県民健康センター
1 2. 1 8	月例無料相談会 第9回理事会 士会だより発行	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
1. 6	埼玉新聞社賀詞交換会	浦和ロイヤルパインズホテル
1. 1 2	埼玉司法書士会賀詞交歓会	浦和ロイヤルパインズホテル
1. 1 3	埼玉県行政書士会賀詞交歓会 関東信越税理士会賀詞交歓会 埼玉県社会保険労務士会賀詞交歓会	浦和ロイヤルパインズホテル 浦和ロイヤルパインズホテル ホテルブリランテ武蔵野
1. 1 4	全日本不動産協会埼玉県本部賀詞交歓会	浦和ロイヤルパインズホテル
1. 2 6	埼玉土地家屋調査士会賀詞交歓会	浦和ロイヤルパインズホテル
1. 2 9	大阪府不動産鑑定士協会20周年記念大会	ホテル阪急インターナショナル
2. 2	さいたま市の無料相談会	さいたま市浦和区
2. 3	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
2. 4	埼玉友好士業協議会幹事会	埼玉土地家屋調査士会
2. 5	第9回成年後見人養成研修会 研究広報委員会 業務推進委員会 公的土地評価委員会	埼玉教育会館 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 業務推進委員会
2. 8	埼玉県宅地建物取引業協会 所沢支部新年会	ザ・グラン
2, 1 0	日本弁理士会関東支部10周年記念大会 東松山市の無料相談会	明治記念館 東松山市役所
2. 1 2	坂戸市無料相談会	坂戸市役所
2. 1 9	月例無料相談会 第10回理事会	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
3. 2	総務財務委員会	埼玉建設会館 会議室
3. 4	第10回成年後見人養成研修会 研究広報委員会 業務推進委員会 公的土地評価委員会	埼玉教育会館 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
3. 9	東松山市の無料相談会	東松山市役所
3. 1 1	坂戸市無料相談会	坂戸市役所
3. 1 6	会員向け研修会	埼玉県県民健康センター
3. 1 8	月例無料相談会 第11回理事会 士会だより発行	埼玉建設会館 会議室 埼玉建設会館 会議室
3. 2 8	一般公開講演会	さいたま共済会館

6【入退会者】

平成27年度入会者及び退会者（敬称略）

（1）入会 業者会員 6、個人会員 1

業者会員

埼玉総合不動産鑑定事務所（山田 良平）

（ 4月24日）

株式会社大島不動産鑑定 さいたま支社（浦崎 国雄）

（ 7月17日）

ときわ不動産鑑定株式会社（儀部 忠司）	（ 10月 1日）
吉本不動産鑑定士事務所（吉本 真理）	（ 10月 1日）
アークアプレイザル（片岡 靖）	（ 1月 1日）
北浦和不動産鑑定事務所（河野 量平）	（ 3月 18日）

個人会員

石川 勝利（一般財団法人日本不動産研究所 関東支社）	（ 9月 18日）
----------------------------	-----------

（2）退会 業者会員 2、個人会員 2

業者会員

小島不動産鑑定事務所（小島 長生）	（ 8月 29日）
小林鑑定企画事務所（小林 正利）	（ 12月 21日）

個人会員

佐藤 裕人（一般財団法人日本不動産研究所 関東支社）	（ 7月 1日）
深井 博道（一般財団法人日本不動産研究所 関東支社）	（ 9月 30日）

（3）その他

（業者代表者→個人会員）

関田英太郎（株式会社関田不動産鑑定士事務所）	（ 7月 14日）
------------------------	-----------

（個人会員→業者代表者）

石井依子（株式会社関田不動産鑑定士事務所）	（ 3月 4日）
-----------------------	----------

参考 平成28年3月31日現在会員数 165人（業者会員140、個人会員25）

平成27年度事業報告の附属明細書

平成27年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しておりません。

第2号議案

貸借対照表
平成28年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	58,451,894	63,841,230	△ 5,389,336
定期預金	17,700,000	10,000,000	7,700,000
未 収 金	4,714,916	4,654,772	60,144
立 替 金	5,144	371	4,773
仮 払 金	0	262,137	△ 262,137
流動資産合計	80,871,954	78,758,510	2,113,444
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	3,122,000	5,888,500	△ 2,766,500
固定資産税標準宅地価格に係る業務準備	0	7,700,000	△ 7,700,000
特定資産合計	3,122,000	13,588,500	△ 10,466,500
(2) その他固定資産			
什器備品	2,157,385	4,372,160	△ 2,214,775
減価償却累計額	△ 1,542,522	△ 3,722,277	2,179,755
電話加入権	147,784	147,784	0
敷金	1,440,000	1,440,000	0
その他固定資産合計	2,202,647	2,237,667	△ 35,020
固定資産合計	5,324,647	15,826,167	△ 10,501,520
資産合計	86,196,601	94,584,677	△ 8,388,076
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,684,572	10,198,384	△ 513,812
前受金	0	1,665,000	△ 1,665,000
預り金	539,460	249,628	289,832
流動負債合計	10,224,032	12,113,012	△ 1,888,980
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,122,000	5,888,500	△ 2,766,500
負債合計	13,346,032	18,001,512	△ 4,655,480
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(72,850,569)	(76,583,165)	△ 3,732,596
(うち特定資産への充当額)	0	(7,700,000)	(△ 7,700,000)
正味財産合計	72,850,569	76,583,165	△ 3,732,596
負債及び正味財産合計	86,196,601	94,584,677	△ 8,388,076

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 経常増減の部			
1. 経常収益			
特定資産運用収益	(4,936)	(8,841)	(△ 3,905)
特定資産受取利息	4,936	8,841	△ 3,905
入会金収益	(2,450,000)	(300,000)	(2,150,000)
会費収益	(13,160,000)	(13,020,000)	(140,000)
正会員受取会費	13,160,000	13,020,000	140,000
事業収益	(191,820,671)	(191,623,797)	(196,874)
時点修正			
受取受託料	112,845,309	115,322,279	△ 2,476,970
評価員受取負担金	4,771,800	4,761,000	10,800
地価調査	51,894,000	51,894,000	0
データバンク	878,386	819,018	59,368
相談会	10,800	0	10,800
成果物頒布	1,609,376	16,500	1,592,876
助成金	17,691,000	18,145,000	△ 454,000
社協	120,000	125,000	△ 5,000
講習会受講料収益	1,800,000	141,000	1,659,000
親和会	200,000	400,000	△ 200,000
雑収益	(841,198)	(1,215,272)	(△ 374,074)
受取利息	14,198	9,870	4,328
雑収益	827,000	1,205,402	△ 378,402
経常収益計	208,276,805	206,167,910	2,108,895
2. 経常費用			
事業費	(201,990,615)	(200,757,543)	(1,233,072)
役員報酬	360,000	148,000	212,000
給与手当	13,919,933	10,909,526	3,010,407
臨時雇賃金	373,950	1,043,928	△ 669,978
退職金	760,813	0	760,813
退職給付費用	640,500	1,113,875	△ 473,375
法定福利費	2,137,206	1,787,782	349,424
福利厚生費	35,271	32,905	2,366
広告宣伝費	9,665	9,665	0
旅費交通費	627,199	434,593	192,606
通信運搬費	1,324,612	1,242,571	82,041
減価償却費	178,765	122,583	56,182
消耗品費	806,730	366,559	440,171
印刷製本費	131,086	1,106,456	△ 975,370
賃借料	3,959,162	3,841,389	117,773
諸謝金	171,593,730	174,103,954	△ 2,510,224
租税公課	1,443,300	2,096,720	△ 653,420
支払負担金	98,122	71,482	26,640

委 託 費	3, 590, 571	2, 273, 224	1, 317, 347
雜 費	0	52, 331	△ 52, 331
管 理 費	(10, 017, 090)	(8, 573, 510)	()
役 員 報 酬	1, 948, 000	1, 804, 540	143, 460
給 与 手 当	2, 103, 654	1, 611, 635	492, 019
退 職 金	108, 687	0	108, 687
退 職 給 付 費 用	91, 500	159, 125	△ 67, 625
法 定 福 利 費	320, 290	264, 104	56, 186
福 利 厚 生 費	5, 323	4, 861	462
広 告 宣 伝 費	1, 459	1, 459	0
旅 費 交 通 費	1, 855, 011	1, 741, 917	113, 094
通 信 運 搬 費	276, 898	202, 458	74, 440
減 価 償 却 費	27, 359	3, 024	24, 335
消 耗 品 費	101, 184	93, 964	7, 220
印 刷 製 本 費	100, 876	80, 356	20, 520
賃 借 料	981, 050	895, 873	85, 177
諸 謝 金	770, 773	818, 548	△ 47, 775
交 際 費	668, 020	641, 111	26, 909
租 税 公 課	70, 600	9, 180	61, 420
支 払 負 担 金	79, 216	83, 216	△ 4, 000
委 託 費	418, 861	145, 206	273, 655
雜 費	88, 329	12, 933	75, 396
經 常 費 用 計	212, 007, 705	209, 331, 053	2, 676, 652
Ⅱ 経常外増減の部			
1. 経常外費用			
固 定 資 産 除 却 損	1, 696	0	1, 696
経 常 外 費 用 計	1, 696	0	1, 696
当 期 正 味 財 産 増 減 額	△3, 732, 596	△3, 163, 143	△ 569, 453
正 味 財 産 期 首 残 高	76, 583, 165	79, 746, 308	△ 3, 163, 143
正 味 財 産 期 末 残 高	72, 850, 569	76, 583, 165	△ 3, 732, 596

正味財産増減計算書内訳書
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業			収益事業等			法人会計			合 計		
	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異
I 経常増減の部												
1. 経常収益												
特定資産運用収益	(180)	(1,481)	(△ 1,301)	(6)	(50)	(△ 44)	(414)	(3,405)	(△ 2,991)	(600)	(4,936)	(△ 4,336)
特定資産受取利息	180	1,481	△ 1,301	6	50	△ 44	414	3,405	△ 2,991	600	4,936	△ 4,336
入会金収益	(480,000)	(735,000)	(△ 255,000)	(16,000)	(24,500)	(△ 8,500)	(1,104,000)	(1,690,500)	(△ 586,500)	(1,600,000)	(2,450,000)	(△ 850,000)
会費収益	(3,840,000)	(3,948,000)	(△ 108,000)	(128,000)	(131,600)	(△ 3,600)	(8,832,000)	(9,080,400)	(△ 248,400)	(12,800,000)	(13,160,000)	(△ 360,000)
正会員受取会費	3,840,000	3,948,000	△ 108,000	128,000	131,600	△ 3,600	8,832,000	9,080,400	△ 248,400	12,800,000	13,160,000	△ 360,000
事業収益	(191,147,400)	(189,700,671)	(1,446,729)	(1,985,000)	(2,120,000)	(△ 135,000)	(0)	(0)	(0)	(193,132,400)	(191,820,671)	(1,311,729)
時 点 修 正												
受取受託料	112,752,000	112,845,309	△ 93,309	0	0	0	0	0	0	112,752,000	112,845,309	△ 93,309
評価員受取負担金	4,500,000	4,771,800	△ 271,800	0	0	0	0	0	0	4,500,000	4,771,800	△ 271,800
地 価 調 査	53,400,000	51,894,000	1,506,000	0	0	0	0	0	0	53,400,000	51,894,000	1,506,000
デ－タバンク	600,000	878,386	△ 278,386	0	0	0	0	0	0	600,000	878,386	△ 278,386
相 談 会	5,400	10,800	△ 5,400	0	0	0	0	0	0	5,400	10,800	△ 5,400
成 果 物 販 布	2,500,000	1,609,376	890,624	0	0	0	0	0	0	2,500,000	1,609,376	890,624
助 成 金	17,390,000	17,691,000	△ 301,000	0	0	0	0	0	0	17,390,000	17,691,000	△ 301,000
社 協	0	0	0	120,000	120,000	0	0	0	0	120,000	120,000	0
講習会受講料収益	0	0	0	1,665,000	1,800,000	△ 135,000	0	0	0	1,665,000	1,800,000	△ 135,000
親 和 会	0	0	0	200,000	200,000	0	0	0	0	200,000	200,000	0
雑収益	(3,000)	(201,260)	(△ 198,260)	(300)	(280,376)	(△ 280,076)	(86,700)	(359,562)	(△ 272,862)	(90,000)	(841,198)	(△ 751,198)
受 取 利 息	3,000	4,260	△ 1,260	300	376	△ 76	6,700	9,562	△ 2,862	10,000	14,198	△ 4,198
雑 収 益	0	197,000	△ 197,000	0	280,000	△ 280,000	80,000	350,000	△ 270,000	80,000	827,000	△ 747,000
経 常 収 益 計	195,470,580	194,586,412	884,168	2,129,306	2,556,526	△ 427,220	10,023,114	11,133,867	△ 1,110,753	207,623,000	208,276,805	△ 653,805
2. 経常費用												
事業費	(201,552,703)	(197,834,430)	(3,718,273)	(4,765,760)	(4,156,185)	(609,575)				(206,318,463)	(201,990,615)	(4,327,848)
役員報酬	280,000	240,000	40,000	244,000	120,000	124,000				524,000	360,000	164,000
給与	11,874,800	11,816,279	58,521	2,111,100	2,103,654	7,446				13,985,900	13,919,933	65,967
臨時雇賃金	1,100,000	373,950	726,050	0	0	0				1,100,000	373,950	726,050
退職職金	652,150	652,126	24	108,775	108,687	88				760,925	760,813	112
退職給付費用	549,000	549,000	0	91,500	91,500	0				640,500	640,500	0
法定福利費	2,030,000	1,816,916	213,084	360,000	320,290	39,710				2,390,000	2,137,206	252,794
福利厚生費	45,000	29,948	15,052	7,500	5,323	2,177				52,500	35,271	17,229
広告宣伝費	24,344	8,206	16,138	4,328	1,459	2,869				28,672	9,665	19,007
旅費交通費	613,206	533,478	79,728	431,186	93,721	337,465				1,044,392	627,199	417,193
通信運搬費	1,565,800	1,273,246	292,554	68,100	51,366	16,734				1,633,900	1,324,612	309,288
減価償却費	180,200	178,405	1,795	400	360	40				180,600	178,765	1,835
消耗品費	419,205	419,205	0	389,000	387,525	1,475				808,205	806,730	1,475
修繕費	96,800	0	96,800	4,400	0	4,400				101,200	0	101,200
印刷費	746,787	128,588	618,199	2,498	2,498	0				749,285	131,086	618,199
賃借料	3,688,189	3,688,189	0	270,973	270,973	0				3,959,162	3,959,162	0
諸謝金	172,630,000	171,107,330	1,522,670	555,000	486,400	68,600				173,185,000	171,593,730	1,591,270
租 税	1,443,100	1,443,100	0	1,000	200	800				1,444,100	1,443,300	800

支 払 負 担 金 費 費	98,122 3,516,000	98,122 3,478,342	0 37,658	0 0	116,000 0	0 112,229	0 3,771	0 0	98,122 3,632,000	98,122 3,590,571	0 41,429
管 理 費											
役 員 報 酬 当 金 費											
給 与 手 当 金 費											
退 職 給 付 費											
退 職 給 付 費											
法 定 福 利 生 活 費											
広 告 宣 伝 費											
旅 費 交 通 費											
通 信 運 搬 費											
減 価 償 却 費											
消 耗 品 費											
修 繕 費											
印 刷 費											
賃 借 料 費											
諸 謝 金 費											
交 際 費											
租 税 公 担 金 費											
支 払 負 担 金 費											
委 託 費											
雑 費											
経 常 費 用 計	201,552,703	197,834,430	3,718,273	4,156,185	4,765,760	609,575	11,188,754	10,017,090	217,507,217	212,007,705	5,499,512
Ⅱ 経常外増減の部											
1. 経常外費用											
固定資産除却損											
経 常 費 用 計											
当期正味財産増減額	△ 6,082,123	△ 3,249,714	△ 2,832,409	△ 1,599,659	△ 2,636,454	△ 1,036,795	△ 1,165,640	1,116,777	△ 9,884,217	△ 3,732,596	△ 6,151,621
正味財産期首残高	48,075,116	51,591,307	△ 3,516,191	1,225,264	1,394,013	168,749	22,876,554	23,766,594	72,345,683	76,583,165	△ 4,237,482
正味財産期末残高	41,992,993	48,341,593	△ 6,348,600	△ 374,395	△ 1,242,441	△ 868,046	21,710,914	24,883,371	62,461,466	72,850,569	△ 10,389,103

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

貸借対照表日において、継続事業の前提に疑義を抱かせる事象等はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上しています。

(4) 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。 (単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当資産	5,888,500	732,000	3,498,500	3,122,000
固定資産税標準宅地価格に係る業務準備資金	7,700,000	0	7,700,000	0
小 計	13,588,500	732,000	11,198,500	3,122,000
合 計	13,588,500	732,000	11,198,500	3,122,000

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。 (単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 額からの充当額)	(うち一般正味財産 額からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	0	—	—	—
小 計	0	—	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	3,122,000	—	—	(3,122,000)
固定資産税標準宅地価格に係る業務準備資金	0	—	(0)	—
小 計	3,122,000	0	(0)	(3,122,000)
合 計	3,122,000	0	(0)	(3,122,000)

5. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	2,157,385	1,542,522	614,864
合 計	2,157,385	1,542,522	614,864

7. 保証債務等の偶発債務

保証債務等の偶発債務はありません。

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券は保有しておりません。

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

国または地方公共団体等からの補助金等はありません。

10. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金はありません。

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額はありません。

12. 関連当事者との取引の内容

取引の性格から、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引以外のものはありません。

13. 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	退職給付引当資産	5,888,500	732,000	3,498,500	3,122,000
	固定資産税標準宅 地価格に係る業務 準備資金	7,700,000	0	7,700,000	0
	特定資産計	13,588,500	732,000	11,198,500	3,122,000

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付 引当金	5,888,500	732,000	3,498,500	0	3,122,000

財産目録

平成 28 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科目	使用目的等		
(流動資産)			
現金	手元保管 運転資金		185,126
普通預金			
武蔵野 県庁前 No.0043818	運転資金	5,440,673	
ゆうちょ No.00110-0-462386	運転資金	2,029,580	
ゆうちょ No.10350-55402341	運転資金	9,012,938	
埼玉縣信金 浦和 No.1098686	運転資金	139,012	
三井住友 浦和 No.5812595	運転資金	7,526,094	
足利 浦和 No.2905119	運転資金	11,589,006	
三井住友信託 浦和 No.8113187	運転資金	1,420,222	
みずほ 浦和 No.1028722	運転資金	8,912,941	
JA 埼玉県信連 本店 No.0004218	運転資金	3,720,738	
埼玉りそな 県庁 No.3884251	運転資金	8,205,102	
武蔵野 県庁前 No.0100041	税金預り金口座	270,462	
武蔵野 県庁前 No.0044104	報酬預り金口座	0	58,266,768
定期預金			
埼玉縣信金 浦和 No.1113839		10,000,000	10,000,000
三井住友信託 浦和 No.01		7,700,000	7,700,000
未収金	事例作成調査費他	4,714,916	4,714,916
立替金			
雇用保険	確定未納額	5,144	5,144
流動資産合計			80,871,954
(固定資産)			
固定資産			
退職給付引当資産	事務局職員に対する		
武蔵野 県庁前 No.3-000-045-749、750	退職金に備えたもの	3,122,000	3,122,000
その他固定資産			
什器備品			2,157,385
減価償却累計額			-1,542,522
電話加入権			147,784
敷金			1,440,000
固定資産合計			5,324,647
資産合計			86,196,601
(流動負債)			

未払金	確定未納額		9,684,572
預り金			
所得税	預かり所得税	370,977	
社会保険	預かり社会保険料	166,683	
	預かりその他	1,800	539,460
流動負債合計			10,224,032
（固定負債）			
退職給付引当金			3,122,000
負債合計			13,346,032
正味財産			72,850,569

監 査 報 告 書

平成28年 5月 9日

公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

会長 内藤 秀一 殿

公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

監事 齋藤 雅一



公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

監事 新井 寛久



公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

監事 河合 明弘



私たち監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の理事の事業及び会計の監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1 業務方法の概要

理事の業務執行については、理事会に出席し報告を受け、重要な関係書類等を閲覧等、必要と思われる監査手続きを行い、その執行状況の妥当性を検討しました。また、帳簿及び重要な関係書類を閲覧等、必要と思われる監査手続きを行い、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討しました。

2 監査意見

- (1) 事業報告の内容は、法人の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産の状態及び正味財産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

第3号議案

「入会金及び会費規則」の改正

【提案理由】

当協会定款においては、埼玉県内に主たる事務所を有する不動産鑑定業者の代表者でかつ不動産鑑定士の資格を有する者は、第5条第2項第1号または第2号により個人会員として正会員たりうるが、他方、特則としての同条第5項に従い、業者会員としての正会員と位置付けられている。

正会員は、本規則により入会金を支払い、年会費を納める義務を有するが、この場合において、不動産鑑定業者（業者会員）として入会金・年会費を納入すれば、不動産鑑定士（個人会員）としてはその義務を負担しなくともよいとの取り扱いをしている。

今回の改正は、これらの取り扱いを明文化するとともに、不動産鑑定業者の代表者でかつ不動産鑑定士の資格を有する者については、上記定款第5条第5項の趣旨から、不動産鑑定士（個人会員）としてのみの入会を認めないこととし、併せて、字句の微修正を行う趣旨である。

改正案は、以下のとおりである。

入会金及び会費規則（案）

平成24年12月19日制定
平成26年3月26日一部改正
平成28年6月20日一部改正

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下、「当協会」という。）は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。

（入会金）

第1条 入会金は、次のとおりとする。

- 一 当協会に入会後5年以上経過した不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）が、業者として会員（以下、「業者会員」という。）になろうとする場合は20万円とする。
 - 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。
 - 三 埼玉県内に住所地を有する不動産鑑定士又は埼玉県外に住所地を有する不動産鑑定士であつて埼玉県内に勤務地を有する者（以下、「個人会員」という。）は、不動産鑑定士は5万円、不動産鑑定士補は2万5千円とする。
 - 四 定款第5条第3項に規定する特別会員の入会金は2万5千円とする。
 - 五 第一号及び第二号の場合にあっては、不動産鑑定業者として入会金を支払えば、当該業者の代表者である不動産鑑定士としての入会金は不要とする。
- 2 不動産鑑定業者の代表者でかつ不動産鑑定士である者の入会金については、前項第一号または第二号の規定を適用する。

(入会金の納期)

第2条 入会の承認が与えられた者は、代表理事（以下、「会長」という。）が指定する日までに入会金を納入しなければならない。

(入会金の一部納入猶予等)

第3条 前条の規定にかかわらず会長は、入会の承認が与えられた者が会長が指定する日までに入会金の二分の一以上を納入し、残額について納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て、入会時から2年間を限度として納入を猶予することができる。

- 2 第1条第1項第三号の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失（以下、「退会」という。ただし、懲戒処分による会員資格の喪失は除く。）してから1年以内に定款第5条第2項第1号又は第2号に該当することになり再度入会する場合には、入会金を納入することを要しない。
- 3 第1条第1項第一号の5年の期間については、退会してから5年以内に再度入会した場合、退会前の会員であった期間も参入することができる。

(入会金の減免)

第4条 別に定める規程により入会金の一部若しくはその全部の減免を受けようとする者について、会長は、理事会の承認を得て入会金の一部もしくは全部を減免することができる。

- 2 入会金の減免を受けようとする者は、理事会が定める入会金減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。
- 3 理事会は、申し出のあった入会金の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。

(資格変更等の入会金)

第5条 会員が、この規則に定める入会金が異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。ただし、個人会員が業者会員となる場合は、新規の入会として第1条第1項第一号、同第二号に規定する入会金を納入しなければならない。

- 2 会員が、この規則に定める入会金の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(正会員及び特別会員の会費)

第6条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- 一 不動産鑑定業者 2万円

なお、不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士が業者会員である場合、代表者である不動産鑑定士については、次号の会費は不要とする。

- 二 不動産鑑定士 2万円

なお、不動産鑑定士補は、1万円とする。

- 2 特別会員の1四半期当たりの会費は、1万円とする。
- 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。
- 4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。

(会費の納期)

第7条 正会員及び特別会員は、第6条の会費を、各四半期の最初の月に納めなければならない。

(会費の納入猶予)

第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、会費の納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て納入時期を猶予することができる。

(資格変更等の会費)

第9条 会員が、この規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。

2 会員が、この規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(会費の減免)

第10条 会長は、別に定める規程により会費の一部もしくはその全部の減免を受けようとする会員について、理事会の承認を得て会費の一部もしくはその全部を減免することができる。

2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。

3 理事会は、申し出のあった会費の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。

(入会金及び会費の使途)

第11条 入会金及び会費は、30%以上50%以内を公益目的事業に使用し、残額を収益事業等及び法人会計に使用する。

附 則

1 この規則は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。

2 第1条の期間の算定に当たっては、当協会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。

附 則

この規則は、平成28年6月20日からこれを施行する。

新旧対照表

現行	改正案
入会金及び会費規則	入会金及び会費規則
平成24年12月19日制定 平成26年3月26日一部改正	平成24年12月19日制定 平成26年3月26日一部改正 <u>平成28年6月20日一部改正</u>

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会(以下、「当協会」という。)は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。 (入会金) 第1条 入会金は、次のとおりとする。 一 当協会に入会後5年以上経過した不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。以下同じ。)が、業者として会員(以下、「業者会員」という。)になろうとする場合は20万円とする。 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。 三 埼玉県内に住所地を有する不動産鑑定士又は埼玉県外に住所地を有する不動産鑑定士であって埼玉県内に勤務地を有する者(以下、「個人会員」という。)は、不動産鑑定士は5万円とする。 なお、不動産鑑定士補については2万5千円とする。 四 定款第5条第3項に規定する特別会員の入会金は2万5千円とする。 (入会金の納期) 第2条 入会の承認が与えられた者は、代表理事(以下、「会長」という。)が指定する日までに入会金を納入しなければならない。 (入会金の一部納入猶予等) 第3条 前条の規定にかかわらず会長は、入会の承認が与えられた者が会長が指定する日までに入会金の二分の一以上を納入し、残額について納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て、入会時から2年間を限度として納入を猶予することができる。 2 第1条第三号の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失(以下、「退会」という。ただし、懲戒処分による会員資格の喪失は除く。)してから1年以内に定款第	公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会(以下、「当協会」という。)は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。 (入会金) 第1条 入会金は、次のとおりとする。 一 当協会に入会後5年以上経過した不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。以下同じ。)が、業者として会員(以下、「業者会員」という。)になろうとする場合は20万円とする。 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。 三 埼玉県内に住所地を有する不動産鑑定士又は埼玉県外に住所地を有する不動産鑑定士であって埼玉県内に勤務地を有する者(以下、「個人会員」という。)は、不動産鑑定士は5万円、不動産鑑定士補は2万5千円とする。 四 定款第5条第3項に規定する特別会員の入会金は2万5千円とする。 <u>五 第一号及び第二号の場合にあつては、不動産鑑定業者として入会金を支払えば、当該業者の代表者である不動産鑑定士としての入会金は不要とする。</u> <u>2 不動産鑑定業者の代表者でかつ不動産鑑定士である者の入会金については、前項第一号または第二号の規定を適用する。</u> (入会金の納期) 第2条 入会の承認が与えられた者は、代表理事(以下、「会長」という。)が指定する日までに入会金を納入しなければならない。 (入会金の一部納入猶予等) 第3条 前条の規定にかかわらず会長は、入会の承認が与えられた者が会長が指定する日までに入会金の二分の一以上を納入し、残額について納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て、入会時から2年間を限度として納入を猶予することができる。 2 第1条第1項第三号の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失(以下、「退会」という。ただし、懲戒処分による会員資格の喪失は除く。)してから1年
--	--

5 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当することになり再度入会する場合には、入会金を納入することを要しない。 3 第 1 条第一号の 5 年の期間については、退会してから 5 年以内に再度入会した場合、退会前の会員であった期間も参入することができる。 (入会金の減免) 第 4 条 別に定める規程により入会金の一部若しくはその全部の減免を受けようとする者について、会長は、理事会の承認を得て入会金の一部もしくは全部を減免することができる。 2 入会金の減免を受けようとする者は、理事会が定める入会金減免申請書に理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。 3 理事会は、申し出のあった入会金の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。 (資格変更等の入会金) 第 5 条 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金が異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。ただし、個人会員が業者会員となる場合は、新規の入会として第 1 条第一号、同第二号に規定する入会金を納入しなければならない。 2 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。 (正会員及び特別会員の会費) 第 6 条 正会員の 1 四半期当たりの会費は、次のとおりとする。 一 不動産鑑定業者 2 万円 ニ 不動産鑑定士 2 万円 なお、不動産鑑定士補は、1 万円とする。 2 特別会員の 1 四半期当たりの会費は、1 万円とする。 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。	以内に定款第 5 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当することになり再度入会する場合には、入会金を納入することを要しない。 3 第 1 条第 1 項第一号の 5 年の期間については、退会してから 5 年以内に再度入会した場合、退会前の会員であった期間も参入することができる。 (入会金の減免) 第 4 条 別に定める規程により入会金の一部若しくはその全部の減免を受けようとする者について、会長は、理事会の承認を得て入会金の一部もしくは全部を減免することができる。 2 入会金の減免を受けようとする者は、理事会が定める入会金減免申請書に理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。 3 理事会は、申し出のあった入会金の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。 (資格変更等の入会金) 第 5 条 会員が、<u>この規則</u>に定める入会金が異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。ただし、個人会員が業者会員となる場合は、新規の入会として第 1 条第 1 項第一号、同第二号に規定する入会金を納入しなければならない。 2 会員が、<u>この規則</u>に定める入会金の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。 (正会員及び特別会員の会費) 第 6 条 正会員の 1 四半期当たりの会費は、次のとおりとする。 一 不動産鑑定業者 2 万円 <u>なお、不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士が業者会員である場合、代表者である不動産鑑定士については、次号の会費は不要とする。</u> ニ 不動産鑑定士 2 万円 なお、不動産鑑定士補は、1 万円とする。 2 特別会員の 1 四半期当たりの会費は、1 万円とする。 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。
--	--

4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。 (会費の納期) 第7条 正会員及び特別会員は、第6条の会費を、各四半期の最初の月に納めなければならない。 (会費の納入猶予) 第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、会費の納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て納入時期を猶予することができる。 (資格変更等の会費) 第9条 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。 2 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。 (会費の減免) 第10条 会長は、別に定める規程により会費の一部もしくはその全部の減免を受けようとする会員について、理事会の承認を得て会費の一部もしくはその全部を減免することができる。 2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする 3 理事会は、申し出のあった会費の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。 (入会金及び会費の使途) 第11条 入会金及び会費は、30%以上50%以内を公益目的事業に使用し、残額を収益事業等及び法人会計に使用する。 附 則 1 この規則は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。	4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。 (会費の納期) 第7条 正会員及び特別会員は、第6条の会費を、各四半期の最初の月に納めなければならない。 (会費の納入猶予) 第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、会費の納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て納入時期を猶予することができる。 (資格変更等の会費) 第9条 会員が、<u>この</u>規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。 2 会員が、<u>この</u>規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。 (会費の減免) 第10条 会長は、別に定める規程により会費の一部もしくはその全部の減免を受けようとする会員について、理事会の承認を得て会費の一部もしくはその全部を減免することができる。 2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする 3 理事会は、申し出のあった会費の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。 (入会金及び会費の使途) 第11条 入会金及び会費は、30%以上50%以内を公益目的事業に使用し、残額を収益事業等及び法人会計に使用する。 附 則 1 この規則は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。
--	--

2 第1条の期間の算定に当たっては、当協会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。	2 第1条の期間の算定に当たっては、当協会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成28年6月20日からこれを施行する。</u>
---	--

第4号議案

「役員等日当規則」の改正

【提案理由】

当協会の役員、顧問及び委員等（以下、「役員等」という）が、理事会、委員会、相談会等の会議に出席する場合の日当について、現行一日当たり8,000円を、一日当たり10,000円に改めるものである。

役員等が当協会の会議等に出席することはその責務としては当然のことではあるが、単に会議に出席するだけでなく、会議のための準備、情報の収集や整理、他団体等との協議や折衝等、その業務は多岐にわたっている。当協会の役員等は一部を除き会員の中から選任されており、会員各位には今後とも当協会のため一層の活躍を期するとともに、その労務に僅かにでも報いるため、今般、その日当を引き上げる趣旨である。

改正案は、以下のとおりである。

役員等日当規則（案）

平成24年12月19日制定

平成28年6月20日一部改正

（目的）

第1条 この規則は、定款第30条第1項の規定に基づき、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下、「当協会」という。）の役員、顧問及び委員等（以下、「役員等」という。）に支払う日当につき、その支給範囲及び支給額について定めることを目的とする。

（日当の支給範囲）

第2条 役員等が次の会議等に出席する出張の場合は、日当を支給する。

- 一 理事会及び委員会
- 二 監査及びその立会
- 三 鑑定評価書検査
- 四 埼玉友好士業の幹事会及び暮らしと事業のよろず相談会
- 五 各委員会が主催する説明会、研修会及び講演会等（ただし、当協会の会員向けは除く。）
- 六 各委員会が主催する事前準備会等
- 七 当協会を代表して公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び他の都道府県不動

産鑑定士協会の会議等に参加する場合

八 当協会を代表して県又は市等の各種機関との打ち合わせ又は挨拶のために訪問する場合

九 当協会を代表して友好士業団体等の主催する行事等に参加する場合

十 当協会を代表して講師として派遣される場合

十一 その他、代表理事（以下、「会長」という。）が特に必要と認めたもの

（出張命令等）

第3条 理事会及び委員会等事前に開催通知があつて出席する出張の場合については、開催通知をもって出張命令とする。

2 前項以外で役員等（監事を除く。）が出張する場合には、出張命令者は会長とし、出張者は事後に復命書を会長に対して提出しなければならない。

3 監事が監査等のために出張する場合は、会長に対して通知するものとする。

（支給額）

第4条 役員等が第2条各号の会議等に参加する出張の場合には、一日当たり 10,000 円の日当を支給する。ただし、会議等が午前から午後にわたる場合又は4時間を超えて行われる場合以外の日当支給額は半額とする。

なお、同一日に第2条各号の会議等が重複し、それらに順次出席する場合には、会議等に要した時間を個別に計算し、日当を支給する。

（日当の支給調整）

第5条 会議等の性格により、別途先方開催者から日当等（交通費を除く。）が支給される場合には、その額の如何を問わず日当は支給しない。

（日当の支払い）

第6条 日当は、特別の事情がある場合を除き、会議等の都度支給するものとする。

（適用除外）

第7条 この規則は、会員外の監事には適用しない。

附 則

この規則は、当協会設立登記の日からこれを施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 6 月 20 日からこれを施行する。

新旧対照表

現行	改正案
役員等日当規則 平成 24 年 12 月 19 日制定 (目的) 第 1 条 この規則は、定款第 30 条 1 項の規定に基づき、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会(以下、「当協会」という。)の役員、顧問及び委員等(以下、「役員等」という。)に支払う日当につき、その支給範囲及び支給額について定めることを目的とする。 (日当の支給範囲) 第 2 条 役員等が次の会議等に出席する出張の場合は日当を支給する。 一 理事会及び委員会 二 監査及びその立会 三 鑑定評価書検査 四 埼玉友好士業の幹事会及び暮らしと事業のよろず相談会 五 各委員会が主催する説明会、研修会及び講演会等(ただし、当協会の会員向けは除く) 六 各委員会が主催する事前準備会等 七 当協会を代表して公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び他の都道府県不動産鑑定士協会の会議等に出席する場合 八 当協会を代表して県又は市等の各種機関との打ち合わせ又は挨拶のために訪問する場合 九 当協会を代表して友好士業団体等の主催する行事等に出席する場合 十 当協会を代表して講師として派遣される場合 十一 その他、代表理事(以下、「会長」という。)	役員等日当規則 平成 24 年 12 月 19 日制定 平成 28 年 6 月 20 日一部改正 (目的) 第 1 条 この規則は、定款第 30 条 1 項の規定に基づき、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会(以下、「当協会」という。)の役員、顧問及び委員等(以下、「役員等」という。)に支払う日当につき、その支給範囲及び支給額について定めることを目的とする。 (日当の支給範囲) 第 2 条 役員等が次の会議等に出席する出張の場合は日当を支給する。 一 理事会及び委員会 二 監査及びその立会 三 鑑定評価書検査 四 埼玉友好士業の幹事会及び暮らしと事業のよろず相談会 五 各委員会が主催する説明会、研修会及び講演会等(ただし、当協会の会員向けは除く) 六 各委員会が主催する事前準備会等 七 当協会を代表して公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び他の都道府県不動産鑑定士協会の会議等に出席する場合 八 当協会を代表して県又は市等の各種機関との打ち合わせ又は挨拶のために訪問する場合 九 当協会を代表して友好士業団体等の主催する行事等に出席する場合 十 当協会を代表して講師として派遣される場合 十一 その他、代表理事(以下、「会長」という。)

が特に必要と認めたもの (出張命令等) 第3条 理事会及び委員会等事前に開催通知があつて出席する出張の場合については、開催通知をもつて出席命令とする。 2 前項以外で役員等（監事を除く。）が出張する場合には、出張命令者は会長とし、出張者は事後に復命書を会長に対して提出しなければならない。 3 監事が監査等のために出張する場合は、会長に対して通知するものとする。 (支給額) 第4条 役員等が第2条各号の会議等に出席する出張の場合には、一日当たり 8,000 円の日当を支給する。ただし、会議等が午前から午後にわたる場合又は4時間を超えて行われる場合以外の日当支給額は半額とする。 なお、同一日に第2条各号の会議等が重複し、それらに順次出席する場合には、会議等に要した時間を個別に計算し、日当を支給する。 (日当の支給調整) 第5条 会議等の性格により、別途先方開催者から日当等（交通費を除く。）が支給される場合には、その額の如何を問わず日当は支給しない。 (日当の支払い) 第6条 日当は、特別の事情がある場合を除き、会議等の都度支給するものとする。 (適用除外) 第7条 この規則は、会員外の監事には適用しない。 附 則	が特に必要と認めたもの (出張命令等) 第3条 理事会及び委員会等事前に開催通知があつて出席する出張の場合については、開催通知をもつて出席命令とする。 2 前項以外で役員等（監事を除く。）が出張する場合には、出張命令者は会長とし、出張者は事後に復命書を会長に対して提出しなければならない。 3 監事が監査等のために出張する場合は、会長に対して通知するものとする。 (支給額) 第4条 役員等が第2条各号の会議等に出席する出張の場合には、一日当たり <u>10,000 円</u>の日当を支給する。ただし、会議等が午前から午後にわたる場合又は4時間を超えて行われる場合以外の日当支給額は半額とする。 なお、同一日に第2条各号の会議等が重複し、それらに順次出席する場合には、会議等に要した時間を個別に計算し、日当を支給する。 (日当の支給調整) 第5条 会議等の性格により、別途先方開催者から日当等（交通費を除く。）が支給される場合には、その額の如何を問わず日当は支給しない。 (日当の支払い) 第6条 日当は、特別の事情がある場合を除き、会議等の都度支給するものとする。 (適用除外) 第7条 この規則は、会員外の監事には適用しない。 附 則
---	---

この規則は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。	この規則は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。 <u>附</u> <u>則</u> <u>この規則は、平成 28 年 6 月 20 日からこれを施行する。</u>
-----------------------------------	--

報告

(1) 平成28年度事業計画

平成28年度事業計画

平成28年4月1日～平成29年3月31日

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進捗改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献するため、次の基本方針により、事業の円滑な運営に努める。

1 基本方針

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発に努める
- (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する情報の提供、講演会等を開催する
- (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する各種相談会を開催する
- (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修を実施する
- (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、管理に努める
- (6) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等を発行する
- (7) 県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び事業を受託する
- (8) その他目的を達成するために必要な事業を実施する

2 事業実施計画

【総務財務委員会】

- 1 当協会の運営
- 2 財務管理の実施
- 3 総会、理事会等の会議の開催
- 4 会員の福利厚生
- 5 規則等の制定、改廃
- 6 所轄官庁等への対応
- 7 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会並びに他地域会等との連絡、調整
- 8 訴訟等への対応
- 9 親和会活動への支援
- 10 綱紀委員会への支援
- 11 当協会事務所移転の検討
- 12 その他他の委員会の所掌に属さない事項への対応

【研究広報委員会】

1 相談会の開催

①月例無料相談会 10回

②月例有料相談会 2回

③春秋の不動産相談会 2会場×2回

春秋の無料相談会相談員の研修単位取得を可能に（平成28年度より）

④市主催相談会 さいたま市4回、東松山市10回、坂戸市10回

2 一般公開講演会

埼玉県不動産鑑定士協会主催 1回

群馬県不動産鑑定士協会と共催 1回

3 会員向け研修会

研究広報委員会主催 2回

親和会と共催 2回

4 「埼玉県における収益用不動産の利回りについて」の発刊

600冊

5 「一般的要因データ集」の作成

内容：鑑定評価に使用する一般的要因データを取りまとめて、会員及び県民に幅広く（年数回）提供するサービスを新たに開始する。

6 P P C（京都国際会議）への協賛

会員の参加喚起のために、出席者（申し込み先着20名）に1万円／人の支援金を支給する。

7 県民の日への協賛

不動産無料相談会開催

8 士会だよりの発行

年4回

9 ホームページの運営

【業務推進委員会】

1 データバンク事業の運営・改善

国土交通省が公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と共同で実施している不動産の取引価格情報提供制度の支援事業を中心とし、その他独自事例の収集管理、紙事例の保管管理等

2 研修会の開催

当協会会員である不動産鑑定士を対象とした研修会を開催。年2回を予定。

3 不動産鑑定評価業務の推進、拡充、契約、相談等への対応

県又は各市町村など関係各署への不動産鑑定評価業務の推進、不動産鑑定評価に係る相談、拡充などを随時実施予定

- 4 埼玉友好士業協議会（暮らしと事業のよろず相談会等）
他士業との意見交換、友好等を目的とした協議会の運営（年3回開催予定）
「暮らしと事業のよろず相談会」の開催（例年11月開催・年1回開催予定）
- 5 法テラス、災害対策協議会等支援事業
法テラス・各種災害対策協議会等支援事業への参加（年3回予定）。参加団体の活動を協力支援
- 6 埼玉県社会福祉協議会及び埼玉評価センターの不動産鑑定評価等の支援
不動産鑑定評価業務を受託している団体への支援

【公的土地評価委員会】

- 1 受託事業
 - ①平成28年度地価調査
 - ②平成27基準年度固定資産税標準宅地価格の時点修正
 - ③平成30基準年度固定資産税標準宅地価格の鑑定評価
- 2 調査研究及び研修
 - ①固定資産評価員会議及び研修会
 - ・標準宅地における広域的価格バランスの検討
 - ・農地、山林、雑種地及び堤外民地の広域的な価格検討
 - ・大規模工場の広域的な価格検討
 - ・ゴルフ場等の研究評価
 - ・市町村（資産税担当）向けの研修会の開催及び各市町村からの要望に基づく講師の派遣
 - ・会員等（不動産鑑定士）向けの研修会の開催
 - ②地価公示・地価調査結果からの総合的価格分析及びそれに基づく研修
 - ③固定資産評価に関連した路線価付設業務、建物評価業務についての資料収集
 - ④県内各域の再開発事業、区画整理事業に関する分野の資料収集
 - ⑤県内の公的土地評価に災害が起因したとみられる地域への影響調査
 - ⑥成年後見人制度にかかる研修会及び成年後見制度サポート団体の設立

平成 2 8 年度主要事業計画表案

年 月	実 施 内 容	会 場
2 8 年 4 月	1 日 (金) 有料相談会、「一般的要因小委員会起ち上げ」 1 日 (金) 第 1 1 回成年後見人養成研修会 2 日 (土) 春の無料相談会 (県下 2 会場) 6 日 (水) 不動産鑑定士向け研修会 (業務推進) 8 日 (金) 坂戸市の無料相談会 1 3 日 (水) 東松山市の無料相談会 1 5 日 (金) 月例無料相談会 1 8 日 (月) 固定資産課税に係る研修 (市町村向け) 2 0 日 (水) 不動産鑑定士向け研修会 (親和会共催) 2 2 日 (金) 理事会	埼玉建設会館 全日埼玉会館 浦和・川越 さいたま共済会館 坂戸市役所 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉教育会館 さいたま共済会館 埼玉教育会館
5 月	6 日 (金) 有料相談会、「一般的要因意見聴取」 6 日 (金) 第 1 2 回成年後見人養成研修会 6 日 (金) ホームページ更新 9 日 (月) 監査 1 1 日 (水) 東松山市の無料相談会 1 3 日 (金) 坂戸市の無料相談会 2 0 日 (金) 月例無料相談会 2 0 日 (金) 理事会 2 5 日 (水) ホームページ更新	埼玉建設会館 全日埼玉会館 埼玉建設会館 東松山市役所 坂戸市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館
6 月	2 日 (木) さいたま市の無料相談会 3 日 (金) 有料相談会、「一般的要因意見取り纏め」 3 日 (金) 第 1 3 回成年後見人養成研修会 7 日 (火) 評価員希望者向け全体説明会 8 日 (水) 東松山市の無料相談会 1 0 日 (金) 坂戸市の無料相談会 中 旬 士会だより発行 1 7 日 (金) 月例無料相談会 1 7 日 (金) 理事会 2 0 日 (月) 不動産鑑定士向け研修会 (業務推進) 2 0 日 (月) 通常総会 未 定 震災対策連絡協議会 未 定 ホームページ更新	未 定 埼玉建設会館 全日埼玉会館 さいたま共済会館 東松山市役所 坂戸市役所 未 定 埼玉建設会館 埼玉建設会館 県民健康センター 浦和ワシントンホテル 未 定 未 定
7 月	1 日 (金) 有料相談会、「一般的要因提供準備」 1 日 (金) 第 1 4 回成年後見人養成研修会 1 日 (金) 埼玉友好士業定例会 8 日 (金) 坂戸市の無料相談会 1 3 日 (水) 東松山市の無料相談会 1 5 日 (金) 月例無料相談会 1 5 日 (金) 理事会 2 7 日 (水) 不動産鑑定士向け研修会 (研究広報) 未 定 ホームページ更新	埼玉建設会館 全日埼玉会館 浦和ロイヤルインズホテル 坂戸市役所 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 大宮ソニックシティ

8 月	2 日 (火) さいたま市の無料相談会	未 定
9 月	2 日 (金) 有料相談会、「一般的要因提供開始」 2 日 (金) 第 1 5 回成年後見人養成研修会 9 日 (金) 坂戸市の無料相談会 1 4 日 (水) 東松山市の無料相談会 中 旬 士会だより発行 1 6 日 (金) 月例無料相談会 1 6 日 (金) 理事会 2 6 日 (月) ～ 2 9 日 (木) P P C 開催 2 9 日 (木) 固定資産評価員会議 未 定 埼玉友好士業幹事会 未 定 ホームページ更新	埼玉建設会館 さいたま共済会館 坂戸市役所 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 さいたま共済会館 国立京都国際会館 県民健康センター 未 定
1 0 月	1 日 (土) 秋の無料相談会 (県下 2 会場) 7 日 (金) 有料相談会 1 2 日 (水) 東松山市の無料相談会 1 4 日 (金) 坂戸市の無料相談会 1 9 日 (水) 一般公開講演会 (群馬県士協会共催) 2 1 日 (金) 月例無料相談会 2 1 日 (金) 理事会 未 定 埼玉友好士業幹事会 未 定 法テラス支援事業 未 定 不動産鑑定士向け研修会 (親和会共催) 未 定 ホームページ更新	大宮・熊谷 埼玉建設会館 東松山市役所 坂戸市役所 ビエント高崎 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未 定 未 定 未 定
1 1 月	4 日 (金) 有料相談会 9 日 (水) 東松山市の無料相談会 1 1 日 (金) 坂戸市の無料相談会 1 8 日 (金) 月例無料相談会 1 8 日 (金) 理事会 未 定 暮らしと事業のよろず相談会 未 定 不動産鑑定士向け研修会 (研究広報) 未 定 ホームページ更新 未 定 成年後見人養成更新研修	埼玉建設会館 東松山市役所 坂戸市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未 定 未 定 未 定
1 2 月	2 日 (金) 有料相談会 6 日 (火) さいたま市の無料相談会 9 日 (金) 坂戸市の無料相談会 1 4 日 (水) 東松山市の無料相談会 中 旬 士会だより発行 1 6 日 (金) 月例無料相談会 1 6 日 (金) 理事会 未 定 震災対策連絡協議会 未 定 ホームページ更新	埼玉建設会館 未 定 坂戸市役所 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未 定
2 9 年 1 月	2 0 日 (金) 理事会	埼玉建設会館
2 月	3 日 (金) 有料相談会 7 日 (火) さいたま市の無料相談会	埼玉建設会館 未 定

	8 日（水）東松山市の無料相談会 10 日（金）坂戸市の無料相談会 17 日（金）月例無料相談会 17 日（金）理事会 未 定 埼玉友好士業幹事会 未 定 ホームページ更新	東松山市役所 坂戸市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未 定
3 月	3 日（金）有料相談会 8 日（水）東松山市の無料相談会 10 日（金）坂戸市の無料相談会 17 日（金）月例無料相談会 17 日（金）理事会 28 日（火）一般公開講演会（研究広報） 中 旬 士会だより発行 未 定 ホームページ更新	埼玉建設会館 東松山市役所 坂戸市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 ホテルブリランテ武蔵野 未 定

報告

(2) 平成28年度収支予算

収支予算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業	収益事業等	法人会計	合 計
I 経常増減の部				
1. 経常収益				
特定資産運用収益	(180)	(6)	(414)	(600)
特定資産受取利息	180	6	414	600
入会金収益	(240,000)	(8,000)	(552,000)	(800,000)
会費収益	(3,840,000)	(128,000)	(8,832,000)	(12,800,000)
正会員受取会費	3,840,000	128,000	8,832,000	12,800,000
事業収益	(793,892,800)	(695,000)	(0)	(794,587,800)
本 鑑 定				
受取受託料	572,000,000	0	0	572,000,000
鑑定評価員受取負担金	32,400,000	0	0	32,400,000
時 点 修 正				
受取受託料	112,752,000	0	0	112,752,000
鑑定評価員受取負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
地 価 調 査	53,400,000	0	0	53,400,000
デ ー タ バ ン ク	840,000	0	0	840,000
相 談 会	10,800	0	0	10,800
成 果 物 頒 布	600,000	0	0	600,000
助 成 金	17,390,000	0	0	17,390,000
社 協	0	120,000	0	120,000
講習会受講料収益	0	375,000	0	375,000
親 和 会	0	200,000	0	200,000
雑収益	(3,000)	(300)	(156,700)	(160,000)
受 取 利 息	3,000	300	6,700	10,000
雑 収 益	0	0	150,000	150,000
経 常 収 益 計	797,975,980	831,306	9,541,114	808,348,400
2. 経常費用				
事 業 費	(779,321,509)	(4,837,168)		(784,158,677)
役 員 報 酬	410,000	260,000		670,000
給 与 手 当	11,250,000	1,875,000		13,125,000
臨 時 雇 賃 金	500,000	0		500,000
退 職 給 付 金	0	0		0
退 職 給 付 費 用	447,150	74,525		521,675
法 定 福 利 費	2,028,680	360,660		2,389,340
福 利 厚 生 費	45,000	7,500		52,500
広 告 宣 伝 費	474,344	4,328		478,672
旅 費 交 通 費	999,846	640,477		1,640,323
通 信 運 搬 費	1,720,804	78,098		1,798,902
減 価 償 却 費	265,905	360		266,265
消 耗 品 費	513,600	173,600		687,200
修 繕 費	96,800	4,400		101,200
印 刷 製 本 費	1,018,000	4,000		1,022,000
賃 借 料	4,672,580	304,820		4,977,400
諸 謝 金	748,540,000	920,000		749,460,000
租 税 公 課	2,000,000	1,000		2,001,000
支 払 負 担 金	100,000	0		100,000
委 託 費	4,238,800	128,400		4,367,200
雑 費	0	0		0

管 理 費			(12,129,653)	(12,129,653)
役 員 報 酬			2,625,000	2,625,000
給 与 手 費			1,875,000	1,875,000
退 職 給 付 費			0	0
退 職 給 付 費			74,525	74,525
法 定 福 利 費			360,660	360,660
福 利 宣 伝 費			7,500	7,500
広 告 交 通 費			4,328	4,328
旅 費 運 搬 費			2,162,557	2,162,557
通 信 償 却 費			284,098	284,098
減 価 償 却 費			36,145	36,145
消 耗 品 費			271,600	271,600
修 繕 費			8,800	8,800
印 刷 製 本 費			128,000	128,000
賃 借 料 金			1,124,640	1,124,640
諸 謝 金 費			1,125,000	1,125,000
交 際 費			930,000	930,000
租 税 公 課			71,000	71,000
支 払 負 担 金			101,000	101,000
委 託 費			412,800	412,800
諸 会 費			145,000	145,000
雑 費			382,000	382,000
經 常 費 用 計	779,321,509	4,837,168	12,129,653	796,288,330
当 期 正 味 財 産 増 減 額	18,654,471	△ 4,005,862	△ 2,588,539	12,060,070
正 味 財 産 期 首 残 高	45,765,446	1,467,319	21,192,104	68,424,869
正 味 財 産 期 末 残 高	64,419,917	△ 2,538,543	18,603,565	80,484,939

平成27年度 公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会役員等名簿

顧問 吉野禎一、関田英太郎、小山光男、赤熊正保、高橋正光、岩崎 彰、
渋谷正雄、今西芳夫、岩崎仁三郎、倉林信夫、太幡 豊

会長 内藤秀一

副会長 諸貫道明（総務財務担当）、伊藤 聡（研究広報担当）、
荒井信宏（業務推進担当）、福永正子（公的土地評価担当）

専務理事 早川治

理事 中野拓、松島俊輔（総務財務）、島津通之、巢合勇次（研究広報）、
上杉徳子、矢口真実（業務推進）、風岡淳一、堤史匡（公的土地評価）

監事 新井寛久、齋藤雅一、河合明弘

〔総務財務委員会〕

委員 門脇 誠、小林正利、高井 厚、中山健人、根岸一雄、牧元航也、
堀口雄一郎、森田裕之

〔研究広報委員会〕

委員 石井依子、岸田 博、切敷幸志、郷間智吏、柴田泰邦、立澤恵理、
永瀬美幸

〔業務推進委員会〕

委員 青木徹、岡本香織、岡本祐一、小泉努、今野良助、西原崇、堀好一

〔公的土地評価委員会〕

委員 各務 実、小林隆敏、西脇正樹、蜂須賀郁未、宮ヶ原光正、山田寛之